

店舗等の管理事務に関する要綱

(趣旨)

第1条 西宮市営住宅条例(平成8年西宮市条例第44号。以下「条例」という。)第2条第9号に定める店舗等の管理に関する事務について必要な事項を定める。

(業種の範囲)

第2条 次に掲げる各号の業種等は、使用許可ができないものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第5項に規定する第1種住居地域内で制限された業種
- (2) 風俗営業又はそれに類すると判断される業種
- (3) 深夜営業、騒音又は臭気等で著しく住環境を損なう恐れのある業種
- (4) その他市長が特に管理上支障があると判断した業種

(使用の制限)

第3条 暴力団事務所に使用、又はそれに類すると判断される団体が使用することは、認めない。

(業種の変更)

第4条 店舗等の使用者が業種を変更しようとする場合は、店舗等の業種変更申請書(様式第1号)を市長に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、使用許可日より概ね1年間は変更できないものとする。

(禁止事項)

第5条 店舗等の使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 条例第31条第1項第1号から第7号までに掲げる行為。ただし、第2号及び第5号前段の規定については、市営住宅の管理上支障がないと認めて市長が承認したときは、この限りでない。
- (2) 営業を他の者に委任すること。
- (3) 市長の承認なしに業種を変更すること。
- (4) その他管理上支障があると判断される行為

(造作等の設置及び変更)

第6条 店舗等の使用者は、店舗等の柱、梁、壁及び基礎等主要な構造物の変更はしてはならない。

(火災報知機の増設等)

第7条 店舗等の使用者は、店舗等の火災報知機を増設又は移設する場合は、消防用設備等着工届出書又は消防用設備等設置届出書を所轄の消防署に届け出し、必要に応じて検査を受けなければならない。

(使用者等の変更)

第8条 店舗等の使用者は、死亡等の理由により名義の変更をする場合は、市長の承認を得なければならない。

- 2 使用者が法人の場合であって、代表権のある役員を変更したときは、変更事項を市長に届け出なければならない。
- 3 店舗等の使用者は、婚姻等により氏名を変更したとき、法人名を変更したとき、又は住所を変更したときは、店舗等使用許可者(住所等)変更届(様式3号)を市長に届け出なければならない。

(交換の禁止)

第9条 店舗等の相互交換は、認めない。

(店舗等の返還)

第10条 店舗等の使用者は、店舗等を返還しようとする場合は、市長に届け出をし、当該店舗等の検査を受けなければならない。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(店舗等の事務管理に関する要綱の廃止)

- 2 店舗等の事務管理に関する要綱(平成15年4月1日制定)は、廃止する。